東京都石神井学園

Ⅰ　入所児童の状況

令和８年３月１日現在、１０４人（一時保護委託１人含む。）の児童が入所しており、中学生以上が６０．８％という状況である。また、入所以前に虐待を受けた児童は８３．７％という状況である。

令和７年度中に入所した児童は幼児２人、小学生７人、中学生６人、高校生５人の計 20 人、退所児童は、小学生６人、中学生４人、高校生 10 人、高卒児４人の計 24 人であり、内訳は、家庭復帰 10 人、措置変更５人（連携型事業原籍施設へ措置変更３人含む。）、自立９人であった。入所中の児童のうち、虐待等による愛着障害２人、ＡＤＨＤ等の発達障害 18 人、知的障害９人、精神障害６人、定期的に通院し医療的なケアが必要な児童は 62 人であった。また、児童自立支援施設からの措置変更は７人、乳児院からの措置変更が７人、他の児童養護施設・養育家庭等で不調となり措置変更された児童が 14 人となっている。

これらの児童の支援課題は幅広く、専門的かつ高度な支援・ケアが求められている。

Ⅱ　事業展開の総括

令和７年度は、第五期指定管理期間の６年目に当たり、①利用者本位のサービスの徹底、②東京の福祉のセーフティネット機能の遂行、③地域と連携し、地域福祉の向上に貢献を運営方針として位置付け様々な課題に取り組んだ。
特に児童の意見表明支援においては、児童の意向を聞いて一緒に考える支援を全園で実施してきた。自立支援計画の改定に伴い児童の意向から支援を一緒に考えること、意見箱の増設による意見や要望を発する環境を整えたこと、一般社団法人「子どもの声からはじめよう」の川瀬信一氏に悉皆研修の講師をしていただき、児童の声にどのように向き合うか学ぶ場を設けるといった取り組みを通して、児童の意見表明支援について強化を図った。

また、家庭的な寮運営の実践では、グループホーム２か所を運営し家庭的養護の推進に努め、より地域に近い環境で運営をしてきた。令和８年度には休止していたグループホームの再開、グループホームの新設といった計画があるため、それぞれ開設に向け準備をした。

さらに、虐待による重篤な愛着障害等の症状を有する児童を対象として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能事業は、10 年のモデル事業を経て本事業化となり、新要件である原籍施設を持たない児童を１名受け入れた。

一方、新任層の職員が増える中、人材育成が急務となった。日常業務を通じたＯＪＴに積極的に取り組むとともに、年間研修計画に基づき、研修を着実に実施した。

年間を通じて、長期一時保護児童、児童自立支援施設からの措置変更児童、民間児童養護施設での支援継続が困難となった児童等、専門的支援を必要とす

る多くの児童を受け入れた。あわせて、これらの児童一人一人に応じた支援のあり方を検討し、児童の意向を丁寧に聴き取りながら支援を行った。

Ⅲ　実施実績

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクション①　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

児童の権利擁護（虐待防止等）への取組は最重要課題とし、取り組みを強化した。職員に対しての取り組みとして、「東京都石神井学園職員倫理綱領」を、全体会議で輪読した。

また、「重大事故ゼロ運動」の実施に加え、昨年度権利擁護委員会が策定した５つの項目（「食事場面」「暴言・大声」「呼称」「私物・私金の取り扱い」「入浴場面」）の周知と実践を着実に進めた。

児童への取り組みとして、入所時に相談先の説明を行うとともに、入所後子ども相談員との面接の機会を持った。また、児童向け権利ノート説明会を、幼児・小学校１年生・４年生・中学校１年生児童を対象に実施した。幼児向けには紙芝居を用いて実施し、分かりやすく伝わるよう努めた。

職員への取り組みとして、新規・転入職員層向けに権利ノート説明会を実施し、児童の権利を学び、権利意識の醸成に取組んだ。

また、悉皆研修として一般社団法人「子どもの声からはじめよう」の川瀬信一氏に悉皆研修の講師をしていただき、児童の声にどのように向き合うかについて学び、理解を深めた。

さらに、意見箱の増設に向けて、権利擁護委員会を中心に設置場所を協議し、本園８か所（従前２か所）、GH2 か所に設置するとともに児童に対して設置場所の周知を行った。

イ　自立支援計画の策定

令和７年度に導入された自立支援計画票の方針は下記の通りである。

（ア）児童と共有する支援計画
（イ）子どもと大人の合意されたニーズの追求
（ウ）支援者が共有する支援計画
（エ）関係機関と共有する支援計画

計画策定・活用により「子どもの意見表明権を守る」という様式改訂の目的を達成できるよう、年度当初の全体会議において自立支援担当者から意図や運用について職員に説明した。自立支援計画を寮職員が児童の意向を聞きながら作成後、管理監督者層・専門職が集まり、個々の児童の支援方針について協議した。その際、児童の意向に対してどのように支援していくかに重きを置き、取り組んだ。また、関係機関と共有し

た際は、様式を変更したこと、児童と共有して策定したことを説明した。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和６年度の更なる改善が望まれる点
ア　寮が安心して生活できる場となるよう、職員の対応を統一するとよい。
イ　地道に地域との関わりを継続し頼りになる存在として関係を深めることを期待したい
ウ　できるだけ家庭的な養育環境を実現するよう、今後の寮の体制等の検討を進めるとよい。

令和６年度の指摘を受け、令和７年度は以下の取組を行った。

（ア）　全国児童養護施設協議会のチェックリストを活用しながら、生活を支える職員の資質向上を図ると共に、児童の声を聴きながら園や寮のルールを見直し、周知していくことで共通の認識持てるよう啓発し、児童の過ごしやすい環境を整えた。

（イ）　地域公開講座、子育てサロンを充実できるよう努めた。子育てサロンについては、令和６年度は１回開催であったが２回開催した。

（ウ）　事業団本部と連携して、グループホームの新規開設に向けて準備を行い、令和８年度の新規開設に向けて取り組んだ。また、寮の職員体制が４名（グループホームは５名）になったことから、個々の児童に対してより手厚い支援ができるよう取り組んだ。

令和７年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率 100%を達成した。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）	
第三者評価結果	計画　100%	実績　100%

エ　苦情解決制度の充実

「石神井学園苦情解決規程」に基づき、苦情解決体制の充実・強化に努めた。また、第三者的立場で児童からの相談等を受け、学園に助言、指導等を行う「子ども相談員（第三者委員）」を配置し、毎月子ども相談を実施した。

さらに、意見箱の増設に向けて、権利擁護委員会を中心に設置場所を協議し、本園８か所（従前２か所）、GH2 か所に設置するとともに児童に対して設置場所の周知を行った。このことにより児童がいつでも意見を投函できるよう環境を整えた。令和７年度は、43 件の意見が寄せられ、園長が個別に話を聞き対応した。苦情解決委員会を５月、11 月に開催した。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
３人（弁護士、民生委員、元施設職員）	15 回	15 回

オ　利用者満足度調査の実施

令和６年度利用者満足度調査の意見において多くの意見が上がった中の「中学生はスマートフォンが持てない」という意見に対して、所持させる取り組みを整えた。中学生児童に対して、所持する前に説明を行い、７月１日付で 33．3%、10 月１日付で 53．８%、１月１日付で６０%の児童が所持した。また、児童のアンケートの中で声の多かった「ゲーム大会」を開催し、多くの児童が参加し大いに盛り上がった。

令和７年度もアンケートを実施し、アンケート結果を受け、権利擁護委員会において「アンケートへの返答」を検討し、児童へのフィードバックを実施した。

実施内容	実施時期
寮生活アンケートと行事の満足度調査	２月

（２）アクション②　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

家族再統合の取組は、家庭支援専門相談員が中心となり、主に児童相談所と連携をしながら進めた。アセスメントに基づいた家庭復帰支援シートを作成し、職員間で共有しながら進めた。家庭復帰が困難な児童に対しては、児童の意向をもとに、どのように親族と繋がっていくのか調整したことや、きょうだい交流を促進する取り組みを進めた。

高校３年生に対しては、自立支援担当者が中心となり、全児童対象に管理監督者層・専門職と面談を行い、今後の進路についての動きを確認した。進学児童については通塾に繋げること、オープンキャンパスへの参加同行や奨学金申請手続き、就職児童に対しては主に学校と連携する等、個々の意向が叶えられるよう支援した。

また、自立に役立つための生活講座は NPO 法人ブリッジフォースマイルによるスマートフォン利用に関しての「SNS 講座」、銀行の行員によるお金の使い方やクレジットカードの利用方法についての「お金の管理や金銭トラブル講座」、家探しのための「不動産講座」を開催した。

さらに、NPO 法人フェアスタートと連携し、就職相談を受けた児童もいた。

障害福祉サービスが必要な児童に対しては、障害児等受入調整員が中心となり、通勤寮やグループホーム、就労支援Ａ・Ｂ型事業所等の個別

見学を実施し、卒業後にどのような場で生活したいかを考える機会の確保に努めるとともに、円滑な移行に繋げる支援を行った。

（ア）家族再統合

	計　画	実　績
親子宿泊	延 10 泊	延３泊
	対象児童５人	１人 ／対象児童５人
保護者との面会・外出	延 130 回	延 125 回
	対象児童 35 人	30 人 ／対象児童 35 人
外泊・一時帰宅	ー	延 244 泊
	対象児童 35 人	30 人 ／対象児童 35 人

（イ）自立に向けた支援

	計　画	実　績
学習会等実施回数	生活講座等 10 回	延 10 回
学習塾通塾児童	10 人	27 人
	対象児童 71 人 （小学校５年生以上）	対象児童 71 人
自活訓練等実施回数	延 196 日	延 214 日
	対象児童 14 人 （高校生対象）	14 人 ／対象児童 14 人

（ウ）児童の進路決定率

進路決定率 （進路先内訳）	７６．９％（高校３年生等の児童数 13 人） （進路先内訳：大学１人、短期大学１人、 専門学校２人、就職６人 その他：留年、就職活動中等）

イ　アフターケアの充実

アフターケアについては、自立支援担当者を中心に進行管理を行いながら、寮職員と連携し計画的に進めた。生活困窮・就職不調・心身不調等、個々の状況を把握し、個々の退所児童にとって、どの職員が対応することが必要か検討し、連携して対応した。また、福祉サービスに関わる対応として、障害児等受入調整員が中心となって、訪問看護事業所・グループホーム・障害者就労支援センター等と連携し、退所児童の課題

解決に向けて対応した。

また退園生対象の行事として、「二十歳を祝う会」「退園生懇談会」を開催した。「二十歳を祝う会」は８名の退園生が参加し、NPO 法人「きもの笑福」に晴れ着を提供してもらった。「退園生懇談会」は 30 名を超える退園生が参加した。

自立支援強化事業（居住費支援）利用児童に対して、こまめな連絡・定期的な家庭訪問を実施することで、卒園後のアフターケア体制を強化した。

（ア）退所児童のアフターケア

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

	計　画	実　績
実施人数	163 人 ／対象児童 205 人	103 人 ／対象児童 200 人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	42 人	97 人

（３）アクション③　虐待防止の徹底

「東京都石神井学園職員倫理綱領」については、全体会議で輪読して虐待防止の意識を高めた。また、「重大事故ゼロ運動」実施、権利擁護委員会を中心に成果物である５つの項目（「食事場面」「暴言・大声」「呼称」「私物・私金の取り扱い」「入浴場面」）の周知と実践を着実に進めた。さらに、権利擁護委員会には２カ月に１回スーパーバイザーに参加してもらい、権利擁護に関する様々な意見をもらいながら支援に結び付けた。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	10 回	10 回	①児童の権利擁護（５つの項目の周知・意見箱設置）、②権利ノート、③CAP（子どもへの暴力防止プログラム）④マルトリートメント（不適切な養育）⑤利用者アンケートなど
虐待防止に関する研修受講率	100% （全職員実施）	100% （全職員実施）	マルトリートメント防止研修（悉皆） 事業団虐待防止研修

（４）アクション④　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

入所児童の健康管理は、看護師を中心に万全を期し、特に、感染症対

策については医務室主導のもとに積極的に取り組んだ。嘱託医師が毎週１回来園し、診察･治療及び健康確認を行った。

園全体のリスクマネジメント委員会を新設し、主にヒヤリ・ハットや災害対応を取り扱った。委員会内でヒヤリ・ハットを検証し、問題点を抽出し、対応策を協議した。性に関するヒヤリ・ハットはキラリ☆いのち委員会で集約し、委員会で共有した上で事故防止に努めた。

また、園のスーパーバイザーの助言のもと、適切なリスク管理を行った。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
運営会議	年 20 回	年 23 回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成等
リスクマネジメント委員会	年 10 回	年 10 回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成等
キラリ☆いのち委員会	年 10 回	年 10 回	ヒヤリ・ハットの検証、改善案の作成等

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の適切な管理について研修を行うとともに、全体会において個人情報の取り扱いを毎回議題に上げ注意喚起を図った。また、定期的に管理監督者による点検を行うなど、情報保護・情報セキュリティ対策に関する意識啓発・事故防止に努めた。

事務所の環境整備のため清掃デイを設け、事務所全職員において個人情報の整理整頓を行い、適正に管理できるよう努めた。

ウ　災害、防犯対策の取組

毎月の各フロアの防災訓練を実施した。リスクマネジメント委員会で実施計画・実施報告を共有・協議した。

また、全児童参加の園全体の避難訓練を実施した。避難経路・避難場所の確認や、勤務職員・宿舎職員の動き、職員の役割を確認した。今後より効果的な訓練に繋げられるよう振り返りを行った。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
防災訓練	16 回	16 回	地震・火災による避難訓練

エ　感染症対策の徹底

感染症に関する情報共有を迅速に行い感染予防に努めた。

また、地域医療機関と密に連携し地域の感染症の情報提供を受ける中で、感染防止対策に一層取組んだ。看護師による「嘔吐物処理」、栄養士による「手洗い研修」を通して、感染予防・感染拡大防止の知識の習得に取組んだ。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
安全衛生委員会	12 回	12 回	感染予防、対策の検証、情報の発出

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（1）アクション①　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

虐待による様々な症状を持つ児童や高度な支援課題を有する高齢児童、児童自立支援施設や長期一時保護児童の措置変更児童の受入等、特別な支援が必要な児童の受入を強化するために支援体制の充実を図った。中高生の割合が６割を超え行動化が大きい様態となる中、児童相談所を中心とした関係機関との密に連携し、個々に合わせた支援を模索しながら対応してきた。

また、２か月に１回小児精神科医師による巡回相談で支援のアドバイスを受け、支援の専門性を高めてきた。

連携型専門ケア事業においても、民間児童養護施設から措置変更した児童を受け入れ、女子児童は年度当初から満員となり、男子児童についても年度途中で満員と高い入所率となった。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

中学生・高校生の人数（割合）	全 104 人中 63 人、60．6％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全 104 人中 62 人、59．6％
精神科に通院する児童の割合	全 104 人中 46 人、44．2％

＜参考　令和７年６月１日現在＞

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全 103 人中 59 人、57．3％

イ　専門的な支援の充実

（ア）適切なアセスメントによる自立支援計画の策定と支援

アセスメントにあたっては、管理監督者層・専門職だけでなく、児童相談所、学校、病院等、専門的見地からの見立てや助言等を反映し、様々な視点から情報を分析した。計画の実施状況を随時検証し、５月・10 月の年２回、管理監督者層・専門職によるヒアリングを行い、園と

して一人一人の自立支援計画を策定した。

（イ）多様な支援課題への対応

日常生活における精神的安定は寮職員のみならず、心理療法担当職員による心理面接等により精神的な安定を図った。

また、寮体制においても男女縦割混合一般寮・男女別寮・高齢児寮・連携型専門ケア機能寮・グループホームと児童個々の特性に応じられる寮運営を展開した。

児童個々の様々な課題に対応するべく、自立支援担当者、家庭支援専門相談員、障害児等受入調整員、心理療法担当職員、看護師、栄養士といった専門職が寮職員と連携し、児童の特性、能力、適性をアセスメントしながら対応した。

＊　心理職員による児童へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

項　目	計　画	実　績
個別面接	延５５１人 （全 101 人中 43 人、 42．６%）	延５３７人 （全 103 人中 49 人、 47．６%）

ウ　家庭的な寮運営

寮においては寮職員による自主調理や調理職員による出張調理を充実したほか、土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するなど、家庭的な雰囲気を醸し出す寮運営を推進した。また、グループホームにおいては、全食事の買い出し・調理を寮職員が行い、児童の栄養管理を鑑みながらも嗜好を反映した食事を提供した。特に、児童の誕生日には児童の意向を反映した食事の提供や外食等の対応を行った。

さらに、献立に季節を感じられる食事を提供するなど、食育の推進にも努めてきた。

（ア）自主調理・出張調理

	計　画	実　績
自主調理（寮で買い物、調理を実施）	60 回	101 回
出張調理（調理員が寮で調理）	60 回	30 回

＜参考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全 104 人中 89 人、85．６%

（２）アクション②　高い専門性を発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

ＯＪＴ推進担当者、新人職員育成担当者（チューター）を配置し、積極的にＯＪＴを推進するとともに、そのフォローアップの充実に取組んだ。また、新任育成計画、チェックリストをもとに管理職と年に２回面談を実施し、振り返りと今後の目標確認をしながら育成を図った。

さらに、人材育成委員会が中心となり２年目職員には、体験実習として他寮で児童支援を学ぶ機会の提供に努めると共に、他寮の優れた実践を共有する取組も充実した。

イ　計画的・効果的な研修の実施

職員の経験年数、職種などに応じて体系的な年間研修計画を策定し実施するとともに、個々の職員の研修受講履歴を作成し効果的な研修に努めた。

園内研修においては、園内中堅職員、管理監督者層、スーパーバイザー、外部専門家が講師となり、専門性の向上に努めた。また、個々の職員の意向や専門性向上を期待して外部研修に参加を促し、外部研修に参加した際には朝礼２部の時間を使い研修報告を行った。

さらに障害児等受入調整員が中心となり、地域の放課後等デイサービス事業所・就労支援Ｂ型事業所・就労移行支援事業所・グループホーム等の障害福祉サービス事業所に毎月見学に行くなど、専門職だけではなく、寮職員にも学びを広げる取り組みをした。

研修内容	対象者・参加人数	実施時期
新規転入職員研修（職員マナー・仕事の進め方）	新規転入職員・26 人	４月
新規転入職員研修（養育について・チーム支援）	新規転入職員・27 人	４月
新規転入職員研修（フォローアップ研修）	新規転入職員・27 人	６月
メンタルヘルス研修	福祉職職員・11 人	９月
マルトリートメント防止研修（悉皆）	福祉職職員・90 人	２月
ＣＶＰＰＰ（包括的暴力防止プログラム）講習会	福祉職職員・22 人	12 月
ＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム）研修	新規転入職員・25 人	７月
CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）講習会	新規転入職員・24 人	10 月
専門性向上研修（発達障害の理解など）	福祉職職員・35 人	８月

児童権利ノート学習会	新規転入職員・24 人	７月
キラリ☆いのち（性と生）学習会（七生福祉園・れんげ学園）	福祉職職員・24 人	１月・２月
救命救急講習（西部一時保護所共同開催）	福祉職職員・９人	７月
職層別研修（チーム支援に役立つ解決試行アプローチ）	４～5 年目福祉職職員・10 人	９月
職層別研修（愛着形成の一歩前を考えてみる）	６～11 年目福祉職職員・17 人	17 名
職層別研修（支援に必要なアセスメント～BPS モデル）	12 年目以上福祉職職員・10 人	５月
他施設交流研修（嵐山学園）	福祉職職員・８人	６～８月
グループホーム研修派遣（八街学園、二葉むさしが丘学園、生長の家神の国寮、今井城学園）	グループホーム職員・19 人	7～10 月
管理監督者層職員研修派遣（おお里、上里学園）	管理監督者層職員・５人	２月

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

小児精神科医師による巡回相談を２か月に１回行っており、支援困難ケースの対応方法や医療的な見立てを受けた。この相談により通院につながったケースもあった。児童支援のみならず、職員の支援を肯定的に評価しつつ助言をいただくことで、支援者支援の場にもなった。

スーパーバイザーからは、ヒヤリ・ハット事案について助言を受け、事故防止に繋げるとともに、権利擁護委員会へ参加を通じて職員の権利擁護意識の向上を図った。

連携型専門ケア機能事業には４名の医師が来園しており、個別の児童への介入、職員へのアドバイス等による支援力の向上に取組み、事業の強化に繋げた。

（３）アクション③　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団主催の人材育成委員会・人材確保委員会それぞれに職員が参加し、本部と連携して取り組んだ。施設見学会の受入を随時行っており、施設見学に合わせ、園の職員との交流会を行い、業務をイメージできるよう説明に努めた。

また、個々に応じた外部研修を紹介し受講させると同時に、個々が関心を持った研修を自己推薦という形で募集・選定の上、研修に参加させた。

イ　職員の離職防止の取組

職員の充足により、児童支援はゆとりを持って対応できるようになるとともに、休暇も取得しやすい環境になった。反面、新任職員を指導・フォローする職員の負荷は多くなっており、支援者支援に力を入れていく必要があった。

運営会議において昨年度と今年度の超勤比較を行い、現状把握を行うとともに、安全衛生委員会においても超過勤務の現状を共有し、産業医からも助言をもらった。

さらに、休憩についてフロア代表者会議や運営会議で議題に上げ、寮と事務所が連携した上で休憩を取れるよう協議し仕組み作りをすることで、働きやすい環境の構築に努めた。

（４）アクション④　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

虐待に起因する愛着障害や発達の偏りにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を抱える児童に対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能事業」について、３部門の緊密な連携の下、外部機関とも連携を図り専門的な支援を提供した。また、東京都、練馬区と協議を続け、本事業化された。本事業化に伴う対象児童の要件見直しにより事業説明会（都児相向け、区児相向け、原籍施設向け）を実施し、新要件による原籍施設を持たない児童の受入を行った。

建物として、生活寮は昭和 62 年設立、学級の建物は昭和 46 年設立と老朽化が目立っており課題となっている。

（５）アクション⑤　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

大学・専門学校等から積極的に実習生を受け入れた。児童養護に興味を示し、優秀な人材には、採用に結び付くよう声かけを行った。

児童相談所の連絡員の見学受入、文京区職員・児童相談所新任層職員・民間児童養護施設職員の体験研修を受け入れた。

また、連携型専門ケア機能事業では、原籍施設の職員に対して、寮勤務の体験をさせるため受け入れた。

さらに原籍施設に戻った児童に対し連携型職員が出向き、アフターケアを実施するとともに支援の継承も含めて情報提供を行った。

事　項	延計画人数	延・実績人数	実・実績人数
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	600 人	577 人	48 人
職員派遣研修等の受入れ	50 人	16 人	16 人
民間施設職員の研修等受入れ	50 人	36 人	2人

事項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師やファシリテーター等の派遣	０人	０日	
福祉人材養成機関への講師等の派遣	４人	５日	大原簿記公務員医療福祉保育専門学校 彰栄保育専門学校 東京成徳大学 東京保育専門学校

3　施設機能の活用と地域共生の推進

（1）アクション①　地域における子育て家庭等を支援

（ア）子育て短期支援事業

　ショートステイ・トワイライトステイ事業については、練馬区・中央区ともに、子ども家庭支援センターとの連携のもと、安全に受け入れられるよう密な情報交換を行った。幼児の受入が多く、受け入れの際には両区と受入人数を調整することがあった。

（イ）子育て支援の連携

　練馬区要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議に参加した。

（ウ）養育家庭との連携

　里親委託等推進委員会には、家庭支援専門相談員が参加し、地域の養育家庭の現状の状況把握を行った。

（エ）子育てに関する公開講座等の実施

　地域公開講座は、三浦くみ子先生（日本メンタルコーチング学院長・心の相談室エムズルーム代表）に講師を依頼し「子育てを楽しむヒント～笑顔と成長を育む毎日～」というテーマで講演をしてもらった。

　また、子育てサロンを２回開催し、合計 16 名の地域の保護者と児童が参加した。また、子育てサロンを「てとてとて」とし、地域に親しみやすい名称を付けた。

内容	対象者	実施回数	利用者数
地域公開講座	地域子育て家庭	1回	20人
子育てサロン	地域子育て家庭	2回	16人

（2）アクション③　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域の要望により施設設備の貸し出しを実施した。西部一時保護所に定期的にアリーナ、児童相談所へ司法面接時に部屋を貸し出し、小学校の外出行事の際にはバスの停留所として園駐車場を貸し出すなど、地域のニーズに合わせた対応を行った。

（ア）地域ネットワークへの参画

練馬区要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議に参加し、地域の子育て支援の一翼を担った。

（イ）地域との交流促進

西部一時保護所との連携について、コロナ禍によって途絶えていた連絡会を再開し、現状の共有や災害応援協定の確認を行った。

イ　多様な主体との連携

（ア）ボランティアの積極的な受入れ

ボランティアを積極的に受け入れた。継続のボランティアとして、茶道・読み聞かせ・ピアノ・学習・お絵描き・児童対応ボランティア、新規のボランティアとして、英語、造形が始まり、多岐に渡るボランティアの方々に協力をいただいた。

（イ）ＮＰＯや企業などとの協働

銀行員や不動産業者の社員を講師とし、生活講座を開催した。
NPO 団体主催によるイベントで株式会社ユニクロとの協賛でイベントを開催した。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
自立支援講座	50人	42人	不動産業者による一人暮らし家選び 銀行行員によるお金の管理 NPO 法人によるスマホの使い方
趣味・情操ボランティア	100人	238人	ピアノ、学習、お絵描き、英語、読み聞かせ等

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
学園行事、運営サポートボランティア	20 人	23 人	夏祭りボランティア ユニクロイベントボランティア

ウ　地域との連携・協力関係の強化

児童が通学している小学校３校、中学校３校との連絡会を実施し、連携強化を図った。

また、西部一時保護所等、園の設備の貸し出しを通じて、地域との連携強化を図った。

さらに、障害児等受入調整員による福祉サービス事業所の見学を定期的に実施し、職員の知識の向上のみならず、繋がる機会を増やしていることで連携・協力関係が強化された。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
アリーナの貸し出し	要望による	週１回	西部一時保護所
小中学校との連絡会	６回	６回	近隣小学校３校、 近隣中学校３校

エ　災害対策における地域との連携

西部一時保護所との災害応援協定を確認し、災害時の応援体制を話し合った。

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクション②　経営の健全化のための財源の確保

効率的に研修参加するために、オンラインでの参加を活用した。
園内の情報周知の際には、office365 を活用し情報共有を行うとともに、学園内執務環境の Wi-Fi 化を行って会議のペーパーレス化を進めることとし、支出削減を図った。

自然災害に備えて衛星電話の導入や、児童との情報共有の必要性から業務用スマートフォンを活用し、在園児・退園児との連絡を取り合った。

寄附金収入に関して、寄附者へのきめ細かい対応を行うことで継続的な収入確保に努めることとした。

（２）アクション③　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

事業団の「見守りカメラの設置および運用に関する指針」をもとに、「石神井学園見守りカメラ設置及び運用に関する要綱」を策定した。次年度、この要綱をもとに生活寮内部に見守りカメラ設置を予定しており、業者とのやり取り

を行った。また、防犯カメラを第２サービス棟２階部分に設置した。

（３）アクション④　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

管理監督者層が各寮の昼食・夕食の会食に参加し、職員・児童の話を聞く場面を行った。

家事代行サービスは、連携型専門ケア機能事業で活用した。

毎週水曜日はノー残業デーとし、管理グループリーダーがチームスで周知している。また、昨年度導入した「LOVOT」が毎週水曜日にノー残業デーの案内をぶら下げ周知した。

（４）アクションⅣ-⑤　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

個人情報の管理方法を統一するため園独自に作成した「個人情報管理用ファイル」を整備して、個人情報の送付先となる保護者住所等に間違いがないかどうか等、月１回、最新の情報に更新する機会を設けている。

新規転入者研修において、個人情報保護に特化した内容を盛り込み、意識の醸成を図った。

コンプライアンス研修受講率	100%